



最低賃金制度とはなんでしょう？



A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



A 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室（092-411-4578）まで。



業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



A ①事業場内で最も低い時間給を引き上げる計画を作成し実施すること、かつ②業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等）に係る計画を作成し実施することが必要です。支給額は、下記のとおりです。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ 生産性要件を満たした場合 には3/4	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
40円以上	常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	7人以上	100万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
		1人以上	70万円	

助成金のお問い合わせは、福岡労働局雇用環境・均等部企画課（092-411-4717）まで。



賃金規定等を増額改定した場合、もらえる助成金がありますか？



A キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」という、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させる取組を実施した事業主に対して助成する制度があります。取組実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。詳しくは、福岡助成金センター（092-411-4701）にお問い合わせください。

最低賃金以上の額が支払われていますか？お確かめください。